

(33) 大麻草の栽培の規制に関する事項

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の規定に基づく次の事項

- ア 第12条第2項の規定による大麻の廃棄の届出の受理及び立会い
イ 第21条第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び収去

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

人事課

大麻取締法等に基づき提出する書類の経由に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第58号

大麻取締法等に基づき提出する書類の経由に関する規則の一部を改正する規則

大麻取締法等に基づき提出する書類の経由に関する規則（昭和59年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

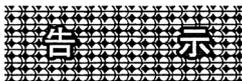
大麻草の栽培の規制に関する法律等に基づき提出する書類の経由に関する規則

本則中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

薬事管理課

**長野県告示第621号**

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザ測深（A=32.21km²）
- 作業期間
令和6年11月25日から令和7年3月24日まで
- 作業地域
長野市、上田市、千曲市、埴科郡坂城町

建設政策課

長野県告示第622号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量、水準測量
- 作業期間
令和6年11月21日から令和7年2月26日まで

- 3 作業地域
北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第623号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和6年11月21日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域
南佐久郡川上村

建設政策課

長野県告示第624号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、現地測量
- 2 作業期間
令和6年11月28日から令和7年3月10日まで
- 3 作業地域
上伊那郡飯島町

建設政策課

長野県告示第625号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和6年10月10日から令和6年10月31日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第626号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年12月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点復旧測量
- 作業期間
令和6年5月27日から令和6年9月17日まで
- 作業地域
松本市

建設政策課

長野県安曇野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年12月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月9日

長野県安曇野建設事務所長 小林 宏明

- 道路の種類 県道
- 路線名 小倉梓橋停車場線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市三郷温6313番の5地先から 安曇野市三郷温4600番の2地先まで	旧	m 7.2～14.2	km 0.0670
同 上	新	7.7～14.2	0.0670

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年12月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月9日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 406号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市戸隠祖山字上土合145番の1地先から 長野市戸隠祖山字舞台263番の10地先まで	旧	m 7.3～16.1	km 0.1057
同 上	新	8.7～28.5	0.1057

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年12月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月9日

長野県安曇野建設事務所長 小林 宏 明

- 1 路 線 名 小倉梓橋停車場線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市三郷明盛1121番の4地先から
安曇野市三郷明盛768番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和6年12月9日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年12月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月9日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

- 1 (1) 路 線 名 406号
(2) 供用を開始する区間
長野市戸隠祖山字上土合145番の1地先から
長野市戸隠祖山字舞台263番の10地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和6年12月9日
- 2 (1) 路 線 名 長野真田線
(2) 供用を開始する区間
長野市松代町松代字荒神町705番の1地先から
長野市松代町松代字中町669番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和6年12月9日

道路管理課